

独立行政法人海上災害防止センター  
中期目標期間業務実績評価調書

平成23年9月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

中期目標項目	評価結果	評価理由	意見（参考事項）
<p>2. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 組織運営の効率化 事業規模、事業実態の変化に応じて組織・定員について見直しを行う。</p>	A	<p>○ 組織の見直し 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の受託業務が終了したことから、平成20年5月1日をもって、佐世保支所を廃止した。</p> <p>○ 定員の見直し HNS防除体制の充実強化を図るため、佐世保支所の定員1名を防災部に振り返るとともに、防災部業務課を業務一課及び業務二課に分課した。</p>	
<p>(2) 業務運営の効率化の推進</p> <p>① 一般管理費（特殊要因経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第1期中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で9%程度に相当する額を削減する。</p>	S	<p>人件費の削減、佐世保支所の廃止、法定外福利厚生費（レクリエーション費、食事券補助、永年勤続表彰の副賞授与の廃止）、印刷費の削減等の措置を講ずることにより、22年度の一般管理費を377,904千円とし、19年度（441,585千円）に対して14.4%（63,681千円）に相当する額を削減した。</p>	<p>数値目標を上回る削減を達成したことは評価できる。</p>

<p>② 人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、平成 22 年度末までに、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行う。</p> <p>※目標値：17 年度比に対して 5%以上の削減</p>	S	<p>役職員給与の削減を行うと共に、退職者（出向者を含む。）に替えて若年のプロパー職員を採用したことにより、22 年度の人件費を 274,874 千円とし、17 年度（310,516 千円）に対して 11.5%（35,641 千円）に相当する額を削減した。</p>	<p>数値目標を上回る削減を達したことは評価できる。</p>
<p>③ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>また、給与水準については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、その適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合にはその適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況について公表を行う。</p>	A	<p>毎年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を業務実績報告書に記載のうえ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価を受けるとともに、ホームページ上で公表した。</p>	
<p>④ 事業費（防災費、HNS 業務費、受託業務管理費（防災措置業務に限る。）及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第 1 期中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）比で 3%程度に相当する額を削減する。</p>	A	<p>印刷製本費、証明書発行費、光熱水料等の削減（約 50 百万円）を計画的に進めたが、消防演習場の大規模緊急修繕工事（約 40 百万円）が発生したため、22 年度の事業費は 754,963 千円となり、19 年度（765,390 千円）に対して 1.4%（10,427 千円）に相当する額を削減したが、目標値には達しなかった。</p>	

<p>⑤ 契約については、「随意契約見直し計画」を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等の推進や情報公開等により、競争性及び透明性の向上を図る。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>A</p>	<p>19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、18年度に89件だった随意契約について、21年度には33件まで引き下げ計画を達成した。また、22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、20年度に46件だった随意契約について、22年度には23件まで引き下げ計画を達成した。</p> <p>透明かつ公平な契約手続きの確保を図るため、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」を21年12月に設置し、競争性のない随意契約及び一社応札・応募となった契約について厳格な点検を受けた。</p> <p>【契約監視委員会開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一回 22年1月</li> <li>・ 第二回 22年2月</li> <li>・ 第三回 23年3月</li> </ul>	
<p>(3) 関係機関等との連携の強化</p> <p>センターの業務を効率的に実施するため、民間船社や関係行政機関と密接な連携を図る。</p>	<p>A</p>	<p>○ 排出油防除協議会等との訓練</p> <p>延べ12回にわたり、各地区の海上防災訓練に参加し、センターの油回収装置等を使用した防除訓練を実施する等、関係機関等との連携強化を図った。</p> <p>【訓練参加場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20年度／横須賀、四日市、岩国、徳山</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 年度／四日市、大阪泉北、水島、岩国、徳山下松</li> <li>・ 22 年度／岩国、徳山下松、大分</li> </ul> <p>○ 講演会等への派遣</p> <p>排出油等防除協議会、海上共同防災協議回答からの依頼により、延べ 53 回にわたって講演会等に職員を派遣し、海上防災に関する知識の普及に努めた。</p> <p>【派遣実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20 年度 13 回</li> <li>・ 21 年度 12 回</li> <li>・ 22 年度 28 回</li> </ul>																					
<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 海上防災措置業務</p> <p>センターは、緊急時計画における役割を十分に踏まえ、これまで培ったノウハウや保有資機材・人員動員システム等を有効活用し、我が国の海上防災体制に貢献するため次の業務を実施する。</p> <p>① 海上防災措置業務の適時・適確な実施</p> <p>海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。</p>	S	<p>船舶所有者その他の者からの委託(2号業務)により、延べ 12 件の排出油等の防除措置に当たった。</p> <p>特に 22 年度においては、東日本大震災等の影響により事案対応が重なり、23 年 2 月から 4 ヶ月間連続の防除活動を行った。</p> <p>【事故対応実績】</p> <table border="1" data-bbox="1099 1173 1572 1369"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>油</th> <th>HNS</th> <th>消防</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	年度	油	HNS	消防	計	20	1	1	0	2	21	3	1	0	4	22	3	1	2	6	<p>船舶所有者等からの委託に基づき、延べ12件の排出油等防除措置事案に対応した。特に、東日本大震災の発生に伴い生じた事案（4件）への対応については、センターの適時・適確な措置により、被害の拡大の防止、軽減に多大な貢献をしたものとして高く評価できる。</p>
年度	油	HNS	消防	計																			
20	1	1	0	2																			
21	3	1	0	4																			
22	3	1	2	6																			

		計	7	3	2	11	
<p>② HNS 防除体制の充実強化</p> <p>HNSの防除措置を適確に実施するため、契約防災措置実施者に対する研修等を実施し、HNS防除能力の向上を図ることにより、防除体制を強化する。</p> <p>また、センターが有するHNS防除に関する基準に適合する配備体制を維持するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を講ずる。</p>	S	<p>○ 契約防災措置実施者に対する訓練</p> <p>防災訓練所において、毎年28名の契防者に対してHNS等防除措置に関する研修を行った。また、HNS防除業務を委託している契防者の所在地に職員を派遣し、防除資機材取扱訓練及び研修を行うとともに、排出油等防除協議会が主催する訓練等に積極的に参加した。</p> <p>【訓練実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度 25回</li> <li>・21年度 21回</li> <li>・22年度 24回</li> </ul> <p>○ HNS防除資機材の整備</p> <p>海上災害対応能力レベルアップ計画に基づき、特定海域の16基地、一般海域の11基地について、HNS防除資機材を整備し、HNS防除体制を充実強化した。</p> <p>○ HNS防除に関するサービス提供</p> <p>特定海域を中心にHNS防除資機材及び要員を配備し、事故対応体制を強化するとともに、HNSタンカー所有者との契約に基づき「HNS資機材要員配備証明書」を発行した。</p>	<p>センター保有のHNS防除資機材及び人員の動員システムを活用し、HNS資機材要員配備・緊急措置サービス及び海上災害セーフティサービスを展開していることは、我が国におけるHNS防除体制の向上に貢献するものであり高く評価できる。</p> <p>また、海上災害セーフティサービス事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び技能を向上させるものとして企業側にも認知され、参加企業も着実に増加しており、センターの財政的裏付けを与える優れた事業として高く評価できる。</p>				

		<p>【HNS 証明書発行数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度 2,180件</li> <li>・21年度 2,144件</li> <li>・22年度 2,061件</li> </ul> <p>○ <u>石油コンビナート地区における防災業務に関する取組みの推進</u></p> <p>HNS 海上流出事故等への即応対応を目的として、陸上石化企業 139 社と海上災害セーフティサービス（MDS S）契約を行い、HNS 防除体制の強化を図った。</p>	
<p>(2) 機材事業</p> <p>海防法第 39 条の 3、第 39 条の 4 に規定する基準に適合する配備体制を維持するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を講ずる。</p>	<p>A</p>	<p>○ <u>資機材の維持管理</u></p> <p>全国33基地において排出油防除資材の点検を毎月実施し、不良品について交換するとともに、全国10基地において油回収装置等の作動確認等の点検を毎月実施した。</p> <p>○ <u>資機材の運用訓練</u></p> <p>全国33基地において排出油防除資材搬出訓練を毎年実施するとともに、10基地において油回収装置運用訓練を実施した。</p>	
<p>(3) 海上防災訓練事業</p> <p>① 訓練の重点化</p> <p>「1978 年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関</p>		<p>タンカー乗組員を対象とした船員法の法定訓練に重点を置いて年間訓練計画を策定し、合計56コース（受講者数2,041名）を実施した。</p>	<p>訓練業務について、船員法に基づく法定訓練及び民間企業（電力、ガス、石油・石化企業等）からの委託による海上防</p>

<p>する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、訓練を実施する。</p>	<p>S</p>	<p>また、法定訓練以外では、民間需要に応じてコンビナート火災マネジメントコースや原子力発電所火災コース等を新たに開設するなどにより、総合計177コース（受講者数4,167名）を実施した。</p>	<p>災訓練を積極的に実施するとともに、利用者ニーズに応えた新たな訓練コースを開設し、民間防災要員の能力向上を図ったことは高く評価できる。</p>
<p>② 訓練参加者の能力向上 訓練終了後に実施する試験結果を踏まえ、一定基準に満たない者に対して補修等を行うことにより、訓練参加者の能力向上を図る。</p>	<p>A</p>	<p>訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義の実施に務めた。また、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図った。</p>	
<p>(4) 調査研究等事業 ① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施 センターの技術・能力を活用し、効果的な海上防災措置を行うための資機材の開発など海上防災体制の強化に資する調査研究を実施する。</p>	<p>A</p>	<p>海上防災措置に必要な資機材の開発及び海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行うため、日本財団助成事業及び受託事業として計11事業を実施した。</p>	
<p>② 調査研究の成果（受託研究を除く。）を広く一般へ普及・啓発する。</p>	<p>A</p>	<p>日本財団助成事業に係る調査研究の概要をセンターのホームページ上に公開したほか、日本財団図書館にリンク設定し、成果物の普及・啓発を図った。</p>	
<p>(5) 国際協力推進事業</p>	<p>A</p>	<p>海技大学校及び財団法人海上保安協会から</p>	

<p>① 国際協力事業の推進</p> <p>センターの技術・能力を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際的に通用する教育訓練を実施することにより、我が国の高度な海上防災に関する知識・技能の移転を図る。</p>		<p>の委託により、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員（延べ 16 カ国、64 名）に対して実施し、海上防災に関する知識・技能の移転に努めた。</p>	
<p>② 訓練参加者の能力向上</p> <p>海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施する。</p> <p>また、訓練終了後に実施する試験結果を踏まえ、一定基準に満たない者に対して補習等を行うことにより、訓練参加者の能力を向上させる。</p>	A	<p>訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義の実施に努めた。また、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図った。</p>	
<p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>また、センターが有する技術・能力を活用した業務の実施、社会ニーズを踏まえた業務の展開等により、自己収入の確保を図る。</p>	A	<p>○ <u>予算、収支計画及び資金計画</u></p> <p>収益が計画額を上回ったこと、一般管理費を計画額以上に削減したこと等により、健全な財務体質を維持した。</p> <p>○ <u>自己収入の確保</u></p> <p>出資金及び出えん金を地方債等で運用し利息収入を得る他、年度計画で掲げた事業を実施し、自己収入を確保した。</p>	
<p>5. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設・設備の整備</p> <p>施設・設備に関する整備計画を策定し、確実に実行すること</p>	A	<p>消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的及び緊急的な修繕を行い、業務遂行に必要な機能を維持した。</p>	

<p>により、業務に必要な機能を維持する。</p>			
<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>センターの業務を確実かつ効率的に遂行するために、職員の知識・技能の向上を図り、適性に応じた部門に配置する。</p>	<p>A</p>	<p>民間船社、海上保安庁及び財務省から専門知識を有する職員を出向者として受け入れ、出向者の知見をセンター業務に活用するとともに、各職員の適性を勘案し適切な部門に配置することにより、センターの業務を確実かつ効率的に遂行した。</p> <p>また、出向者を削減し、プロパー職員を新規採用することにより、プロパー職員の育成強化を図った。</p> <p>【出向者の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20 年度 13 名 (海上保安庁 8、財務省 1、民間船社 5)</li> <li>・ 21 年度 12 名 (海上保安庁 7、財務省 1、民間船社 4)</li> <li>・ 22 年度 9 名 (海上保安庁 4、財務省 1、民間船社 4)</li> </ul>	

<記入要領> ・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成状況として特筆すべき優れた実績を上げている。

S：中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。

A：中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。

B：中期目標の達成状況として概ね着実に実績を上げている。

C：中期目標の達成状況として十分な実績が上げられていない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

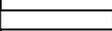
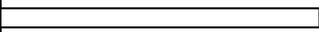
中期目標期間業務実績評価調書：独立行政法人海上災害防止センター

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：19項目）

（19項目）

SS	0項目	
S	5項目	
A	14項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（中期目標の達成状況）

- ・ 一般管理費及び人件費について、それぞれ数値目標を上回る削減を達成したことは評価できる。  
一般管理費：14.4%（9%）、人件費：11.5%（5%）（ ）は目標値
- ・ 船舶所有者等からの委託に基づき、延べ12件の排出油等防除措置事案に対応した。特に、東日本大震災の発生に伴い生じた事案（4件）への対応については、センターの適時・適確な措置により、被害の拡大の防止、軽減に多大な貢献をしたものとして評価できる。
- ・ センター保有のHNS防除資機材及び人員の動員システムを活用し、HNS資機材要員配備・緊急措置サービス及び海上災害セーフティサービスを展開していることは、我が国におけるHNS防除体制の向上に貢献するものであり評価できる。また、海上災害セーフティサービス事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び技能を向上させるものとして企業側にも認知され、参加企業も着実に増加しており、センターの財政的裏付けを与える優れた事業として評価できる。
- ・ 訓練業務について、船員法に基づく法定訓練及び民間企業（電力、ガス、石油・石化企業等）からの委託による海上防災訓練を積極的に実施するとともに、利用者ニーズに応えた新たな訓練コースを開設し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 給与水準（ラスパイレス指数114.7）について、危険かつ緊急的な海上災害への対応という法人の業務の性格上、海上防災に関する知識及び経験を十分に有する人材を確保する必要があることに加え、平成22年度においては海上防災関連業務の経験者を中途採用したと相まって大幅に増加したという背景があることは理解できる。今後は、業務の特殊性を考慮のうえ、給与水準に係る主務大臣の検証結果を踏まえた措置を講ずるとともに、引き続き人件費の抑制に努め、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- ・ 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、平成22年度に係る契約については特段の指摘はなかったとのことである。今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。

<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利益剰余金28.5億円は、国からの交付金、補助金等を一切受けず、民間から得た手数料収入等が積み上がって形成されているものであるが、これに対応する資産は、現に使用している油回収装置等の事業用資産のほか、これらの更新等に要する額に相当する金融資産に対応するものである。また、大規模油流出事故時の対応等により勘定に欠損が生じた場合の補填にも充当されるものであることから、当該利益剰余金を保有することは妥当であると思料する。また、如何なる事態にも柔軟に対応できるよう積立金として整理していることについても適当と思料する。</li> <li>・ センターが保有する基金、油防除資機材、船舶、訓練施設等の資産については、センター業務を遂行するうえで必要不可欠なものであり、全て有効に活用されているものと思料する。今後も理事会の適切な管理のもと、更なる有効活用を図ること。</li> <li>・ 国からの出向者数の段階的引き下げに伴って、プロパー職員の新規採用及び育成強化を推進したことは、センターの民間法人化に向けた必要不可欠の取組として評価できる。</li> </ul>	
--	--

<p>総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>(評定理由)</p> <p style="text-align: center;">最頻値の評定であるため。</p>
---	---